

重要事項説明書 訪問看護(介護予防訪問看護)・医療保険

1. 事業の目的及び運営の方針

- ① 株式会社みらいずきゃんばす（以下「事業者」という。）が開設する、おひさま訪問看護リハビリステーション(以下「事業所」という。)が行う訪問看護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職、リハビリテーション専門職(以下「訪問看護職員」という。)が、要介護・要支援状態にある者、又は、援助が必要な状態であり、主治医が必要と認めた医療処置が必要と認めた者に対し、適切な訪問看護(以下「サービス」という。)を提供することを目的とします。
- ② 事業所が実施する事業は、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう支援いたします。
- ③ 事業所が実施する事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立、総合的かつ効率的で適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるように配慮します。

2. 事業所の概要

事業所名	おひさま訪問看護リハビリステーション
所在地	〒790-0036 松山市小栗六丁目1-22 第2白石ビル 2階西
事業所指定番号	第 3860193089 号
管理者・連絡先	新岡 鈴香 電話：089-913-0130
通常の事業の実施地域	松山市(島嶼部除く)、伊予市(旧伊予市内のみ)、 伊予郡砥部町(旧広田村除く)、伊予郡松前町

3. 事業者の概要

名称	株式会社みらいずきゃんばす
代表者	代表取締役 山野本 佳祐
所在地・連絡先	〒790-0036 松山市小栗六丁目1-22 第2白石ビル 2階西

4. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤) (看護師兼務)
看護職員	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	5名(常勤) 1名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリをします。	6名(常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリをします。	1名(常勤) 3名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	0名
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名(常勤)

5. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで (ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。)	9:00から17:00まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービスを行っています。

※緊急時訪問看護加算 利用する 利用しない

(緊急時・時間外の電話相談は担当者携帯電話への転送等24時間対応可能な体制です)

6. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 小児から成人までの言語訓練・構音訓練・高次脳機能訓練・嚥下訓練
- ⑨ 終末期の看護

7. サービス利用料及び利用者負担 ⇨ 別紙参照

8. 秘密保持

- ① 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医

療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

ます。

- ② 事業者及び事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ③ 事業者は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

- ④ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者

の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ます。

9. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	089-913-0130 (平日9:00~17:00)
FAX番号	089-913-0131
担当者	新岡 鈴香
その他	<p>当事業所のサービスに関する相談・苦情について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理者又は担当訪問看護職員が対応します。 2 相談、又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名、具体的な苦情・相談の内容を確認します。 3 相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに相談・苦情を受けた内容について、回答する期限を併せて説明します。 4 事業所内において管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。 5 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についての協議を行います。 6 苦情受付担当が事情説明を利用者に対して行った上で、回答します。 7 管理者は同様の苦情等が再度起こらぬよう、事業所内の周知徹底を図ります。

- その他、市役所及び愛媛県国民健康保険団体連合会等においても苦情申し立てができます。

愛媛県国民健康保険団体連合会

所在地：松山市高岡町101-1

(国保連)	電話番号：089-968-8700 (平日 8:30~17:15)
	FAX 番号：089-965-3800
松山市役所 指導監査課	所在地：松山市二番町四丁目 7-2 別館 2 階
	電話番号：089-948-6968 (平日 8:30~17:15)
	FAX 番号：089-934-1763

10. 事故の対応

- ① 事業者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。
- ③ 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、当事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その賠償範囲内においてその損害を賠償します。なお、損害賠償するための損害賠償保険に加入しています。

12. 虐待の防止のための措置

- ① 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講じています。
 - 1 虐待防止委員会を開催しています。
 - 2 虐待の防止のための指針を整備しています。
 - 3 虐待防止研修の実施を実施しています。
 - 4 虐待の防止における担当者を設置しています。
- ② 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとしします。

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

おひさま訪問看護リハビリステーションでは、ご利用者が安心して訪問看護・介護予防訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、複写をご希望の場合には複写費を実費にて請求させていただきます。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【個人情報の利用目的】

訪問看護・介護予防訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ ご利用者へ提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）。